

**令和2年第2回泉南市議会定例会議案補助資料  
新旧対照表**

**(追加分)**



## 資料一覧表

(令和2年6月9日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	33	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	5



議案第33号補助資料 泉南市国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料の減免)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、別に定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～22 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに、別に定めるところにより市長に申請しなければならない。<u>ただし、納期限までに申請ができないことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、納期限が経過した後においても申請することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～22 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免の特例)</u></p> <p>23 <u>附則第4項の規定にかかわらず、第47条の規定は、廃止前の泉南市国民健康保険税条例の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税において、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来する保険税の減免を受けようとする場合について準用する。</u></u></p>

